

令和6年度 第2回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨

日 時：令和6年11月1日（金） 午後1時30分～3時10分

会 場：東吾妻町役場 3階 301会議室

委員出欠：

選出区分	氏名	所属・職名	出欠
住民代表	市川 秀雄	草津町	出
	金子 勝美	長野原町	欠
	武藤 宏道	東吾妻町	出
	加部 政喜	東吾妻町	出
	加部 敏通	東吾妻町	出
学識経験者	八楯 浩	全国都市清掃会議 技術部長	出
	田中 恒夫	前橋工科大学 工学部教授	出
	関谷 隆	東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場長	出
関係町村、関係一部事務組合職員	小池 宏之	中之条町 保健環境課長	出
	本田 昌也	長野原町 町民生活課長	出
	望月 浩二	嬭恋村 住民課長	出
	宮崎 雄一	草津町 生活環境課長 草津町クリーンセンター（兼務）	出
	都築 喜久雄	高山村 住民課長	出
	谷 直樹	東吾妻町 町民課長	出
	飯塚 仁	吾妻東部衛生センター 所長	出
	櫻井 雅和	西吾妻環境衛生センター 所長	出
	滝澤 文彦	西吾妻衛生センター 所長	出
副管理者	石村 文明	東吾妻町 副町長	出

事務局：吾妻環境施設組合 管理者（東吾妻町町長） 中澤 恒喜
吾妻環境施設組合 副管理者（東吾妻町副町長） 石村 文明
吾妻環境施設組合 事務局長 蜂須賀 徹
吾妻環境施設組合 事務局次長 奥木 明彦
吾妻環境施設組合 事務局員 宮崎 剛
吾妻環境施設組合 事務局員 黒岩 亨
吾妻環境施設組合 事務局員 茂木 秀兵
㈱環境技術センター 事業本部 部長 味澤 伸輔
㈱環境技術センター 事業本部計画課 課長代理 西川 素平

傍聴者：(公財)群馬県建設技術センター 建設支援課 課長 南雲 成也
(公財)群馬県建設技術センター 建設支援課 主任 水出 有紀
(公財)群馬県建設技術センター 建設支援課 技師 齋藤 萌伽

- 次第： 1 諮問書授受
2 開会
3 審議事項
(1) 基本理念・基本方針について
(2) 分別区分について
(3) 処理方式について
4 連絡事項
(1) 類似施設の事例等
(2) 第3回検討委員会 審議資料
5 閉会

(配布資料)

- ・ 次第
- ・ 第2回 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 席次表
- ・ 吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 資料1 第1回吾妻環境施設組合施設整備検討委員会 議事要旨
- ・ 資料2 基本理念・基本方針について
- ・ 資料3 分別区分について
- ・ 資料4 処理方式について
- ・ 資料5 類似施設の事例等
- ・ 資料6 第3回検討委員会 審議資料
 - 別添1 施設規模について
 - 別添2 基本性能について
 - 別添3 施設配置について
- ・ 資料7 吾妻郡環境施設組合施設整備基本計画（素案）

1. 開会に先立ち諮問書授受（中澤管理者、石村副管理者、関谷委員長、八鍬副委員長）

2. 開会（事務局 蜂須賀局長）

3. 審議事項

（1）基本理念・基本方針について

（事務局）下記資料の説明

資料2 基本理念・基本方針について

①基本理念1. 基本方針（3つ目）について

素案「・30年間の安定稼働を実現できる施設とします。」

（委員長）

- ・「30年間の安定稼働」とあり、それは実現できると考えるが、建物の寿命は50年程度あり、将来的にプラントの基幹改良等により施設を長寿命化することを想定すると、より長期間この施設を使用できる可能性が高い。一方でそれが何年間かを現時点で根拠を持って示すことには難しさがある。したがって「30年間」という具体的な期間の明示については検討を要する。

（事務局）

- ・表現について検討の上、修正案を次回の委員会で提示する。

②基本理念1. 基本方針（5つ目）について

素案「・災害時には、災害廃棄物にも対応できる処理能力を備えた施設とします。」

（委員）

- ・災害廃棄物の処理を想定して施設整備をするという理解でよいか。どの程度までの処理を想定して整備を行うか。

（事務局）

- ・災害廃棄物の処理を考慮しない場合の施設規模に対して、10%の余力を持った施設を計画している。10%は交付金の対象として認められる最大量。この余力災害廃棄物が発生した時は、民間処理施設や近隣自治体の力を借りる。

③基本理念2. 基本方針（第1項目）について

素案「・周辺地域の生活環境の保全のため、大気汚染物質の排出を可能な限り低減します。」

（委員長）

- ・「可能な限り低減」という表現が弱いので、要検討。例えば「抑制」など。

(委員)

- ・周辺住民としては、大気汚染物質が谷筋に降りてきて、集落周辺に滞留することが心配。

(委員)

- ・近年の廃棄物処理施設の大気汚染物質の排出は、基準値を十分に下回る。安心してよい。

(事務局)

- ・表現について検討の上、修正案を次回の委員会で提示する。

④基本理念 2. 基本方針（第 2 項目）について

素案「・リサイクルセンターにおいては処理に伴う粉じんの発生・飛散に特に留意します。」

(委員)

- ・「リサイクルセンター」という名称は、リサイクルにより再商品化するところまでを担う施設という印象を与えやすい。破砕、分別等の処理実態に即したよい名称はないか。

(委員)

- ・「リサイクルセンター」の呼称は地域によって異なる。この地域で分かりやすい名称とすることが大切。また、当委員会として、「リサイクルセンター」という言葉をどのように認識して使うかが重要。

(委員)

- ・「リサイクルセンター」は、機能に着目した表現であって、施設全体の呼称ではないという理解でよいか。

(委員長)

- ・「リサイクルセンター」は、交付金の分類上の呼称という側面と、供用後の施設名称という側面がある。整理して表現を工夫すること。

(事務局)

- ・素案の中では、「リサイクルセンター（不燃物、粗大ごみの処理及び資源物の保管施設）」と定義している。
- ・表現について検討の上、修正案を次回の委員会で提示する。

⑤基本理念 2. 基本方針（第 5 項目）について

素案「・来訪者が気持ちよく施設を利用できるよう、周辺環境と調和した清潔感のある外観・内装とします。」

(委員)

- ・外観、内装に関する方針は、「基本理念 2. 環境負荷の低減」という理念とどのように関係するのか。

(事務局)

- ・景観に関する環境負荷の低減という視点で記載している。

⑥基本理念3. 基本方針（第1項目）について

素案「・ごみ処理、省資源、循環型社会、地域の環境保全、地球環境保全などについて学べるよう、環境学習機能を充実させます。」

(委員長)

- ・「環境学習機能」という言葉は、内容が分かり難い。例えば「環境学習の場」ではどうか。

(事務局)

- ・表現について検討の上、修正案を次回の委員会で提示する。

⑦基本理念3. 基本方針（第2項目）について

素案「・災害時には周辺地域の防災拠点として機能するよう、緊急避難場所、災害備蓄品の保管、水・電力の供給等にも配慮した施設とします。」

(委員)

- ・国からの用地取得の際に、利益の出る施設を併設する場合は払い下げ価格が上がるという話を聞いたが、基本方針に「電力の供給」を謳ってよいか。

(事務局)

- ・「利益の出る施設」は営利目的で売電等を行う施設。余熱利用や太陽光発電、風力発電等により施設内で消費するエネルギーの一部を賄う場合は、施設の付帯施設となる。

(委員)

- ・10月の首長の会議で「必要最小限の機能を有するコンパクトな施設とする」旨の方針が示されたが、「電力の供給」はこの方針と整合しているか。

(事務局)

- ・「発電」設備の併設に関しては、発電により交付金の交付率が上がる可能性があるほか、運営会社が売電益を受け取れる事業形態として、売電益を運営費の一部に当てて運営費を安くしている施設の例もある。基本計画の段階では発電の可能性を残した表現としたい。

(委員)

- ・「発電」の中には太陽光発電や風力発電の可能性も含まれるのではないか。

(事務局)

- ・太陽光発電や風力発電の可能性も排除しないよう、発電の可能性を残した表現としたい。

(事務局)

- ・①～⑦の意見を踏まえて、修正案を次回の委員会で提示する。

(2) 分別区分について

(事務局) 下記資料の説明

資料3 分別区分について

① 2. 分別区分の基本方針について

素案「表 構成町村独自の資源化の実施・計画」の嬭恋村の記載について。

町村	資源化対象	実施予定年度
中之条町(六合地区以外)	該当なし	—
中之条町六合地区	該当なし	—
長野原町	該当なし	—
嬭恋村	容器包装プラ・ビン・ガラス	実施を検討中
草津町	該当なし	—
高山村	該当なし	—
東吾妻町	該当なし	—

(委員)

- ・嬭恋村は、容器包装プラスチック等を組合の新施設を経由せずに独自ルートで資源化することを検討していたが、組合の新施設に搬入することに決定した。

② 3. プラスチック資源化の方針について

素案

(1) 基本方針

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」)その他のプラスチック資源循環に関する国の方針(別添資料1)を受け、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化に取り組むことを基本とします。

(委員)

- ・プラスチックの資源化は交付金の交付要件になっており、必ず取り組まなければならない。収集等の具体的な方法についてよく検討する必要がある。

③ 4. 具体的な分別区分について

(委員)

- ・ビンの回収はどのように行うのか。

(事務局)

- ・収集場所に折り畳みのコンテナを設置し、住民は色別に分別してビンコンテナに入れる。収集業者がコンテナごとトラックに積み込み、処理施設に搬入する。

(委員)

- ・冬季の積雪時の回収については検討を要する。

④結論

(委員長)

- ・ 分別区分については、構成町村間の協議を踏まえた提案であり、提案を承認する。細部の表現については①～③の意見を踏まえて素案を修正のこと。

(事務局)

- ・ 修正案を次回の委員会で提示する。

(3) 処理方式について

(事務局) 下記資料の説明

資料4 処理方式について

① 1. 審議事項について

「エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式を、ごみ焼却（ストーカ）方式とすることについて、ご審議をお願いします。」

(委員)

- ・焼却施設は、整備直後の5年間程度は大きな故障もなく順調に稼働するが、高熱、高アルカリの条件下で劣化が進み、概ね20年で大規模改修が必要となる。ランニングコストを低く抑える観点から、シンプルな構成の施設が望ましいと考える。

② 3. メーカーアンケート等を踏まえた検討について

(委員長)

- ・表4に示された20年間の施設運営費のうち、ボイラー発電をする施設については、節電・売電の効果を見込んだ費用か。

(事務局)

- ・発電を推奨したメーカーの見積額には、節電・売電の効果が見込まれている。

(委員)

- ・表2に施設整備費用が示されているが、ごみメタン化施設では、メタン化施設と焼却施設の処理量比率の条件により、整備費が大きく変わる。アンケートの際に比率の設定はしたか。

(事務局)

- ・アンケートでは可燃ごみの処理量等の条件を提示したが、メタン化施設と焼却施設の処理量比率は設定していない。

(委員)

- ・見積額の内訳があれば示してもらいたい。

(事務局)

- ・概算見積のため、回答は総額のみで内訳はない。
- ・現在PFI等導入可能性調査を実施中であり、可能な範囲で調査結果を報告する。
- ・今後、条件設定をより具体的にしながら、イニシャルコスト、ランニングコストについて発注までに数回アンケートを実施する予定。

③結論

(委員長)

- ・処理方式については、大枠で提案を承認する。細部の表現については①～②の意見を踏まえて素案を修正のこと。

(事務局)

- ・修正案を次回の委員会で提示する。

4. 連絡事項

(1) 類似施設の事例等

(事務局) 下記資料の説明

- ・資料5 類似施設の事例等

(2) 第3回検討委員会 審議資料

(事務局)

- ・次回の審議に備え、資料の熟読を委員に依頼。

5. 閉会 (副委員長 閉会挨拶)

以上